

浄化槽の設置等に関する補助金について

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置される方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

○対象地域

公共下水道計画区域および農業集落排水事業区域以外の方

○対象者

専用住宅(主に居住を目的とした住宅)に浄化槽を設置する方で、年度内に設置が完了できる方。
※合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合は、対象外となります。

○補助金

【合併処理浄化槽設置費補助金】

5人槽 332,000円
7人槽 414,000円
10人槽 548,000円

【単独処理浄化槽またはくみ取り槽撤去費補助金】

90,000円(限度額)

※合併処理浄化槽設置費補助金の交付を受けて、単独処理浄化槽またはくみ取り槽を撤去する場合。

【宅内配管工事費補助金】

300,000円(限度額)

※合併処理浄化槽設置費補助金の交付を受けて、単独処理浄化槽またはくみ取り槽から転換する場合。
※既設住宅の建替えに併せて行う場合は対象外となります。

問 総務経営課総務経営G ☎52-0427 内線36 FAX 52-0331

国民年金保険料の納付について

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。

保険料の納め忘れがあると、万一障がいや死亡といった不慮の事態が発生した際、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けとれない場合がありますので、必ず納付期限までに納付をお願いします。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予となる制度があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合に、保険料の納付が免除・猶予となる臨時特例措置も設けられていますので、市役所医療保険課または水戸北年金事務所国民年金課へご相談ください。

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線164
日本年金機構水戸北年金事務所国民年金課 ☎029-231-2283